

災害時における動物救護活動に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県獣医師会（以下「乙」という。）及び財団法人三重県小動物施設管理公社（以下「丙」という。）は、三重県域において地震、風水害その他災害が発生した場合における動物救護に関する活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、甲が動物による人への危害防止、動物の愛護及び管理等のために行う動物救護活動等に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、乙と市町の間で、動物救護に関する活動の協力に関し、協定を締結している場合は、乙と当該市町の協定内容を優先するものとする。

（定義）

第2条 本協定において、「動物」とは、原則として、人が占有している犬、猫で、大規模な災害により逸走等をし、所有者の判明しないものをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、動物救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙及び丙に協力を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、動物救護活動の協力をするものとする。

3 第1項の規定による要請は、「災害時における動物救護活動の協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、甲へ動物救護活動状況報告書（様式第2号）により動物救護活動の状況を報告するものとする。

ただし、やむを得ない事態が発生した時は、口頭等で報告し、事後、速やかに報告文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条の協力の要請に関わる連絡調整についての責任者は、甲は三重県健康福祉部食品安全課長とし、乙は公益社団法人三重県獣医師会 小動物部会長とし、丙は財団法人三重県小動物施設管理公社 常務理事とする。

2 乙及び丙は、明確な連絡系統を定め、甲に報告するものとする。

なお、変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲、乙及び丙は、本協定の円滑な実施を図るため、各連絡責任者が年 1 回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(動物救護所等)

第 6 条 甲は大規模な災害が発生した場合、必要に応じて災害現場等に動物救護所を設置するものとする。

2 乙は甲が設置した動物救護所、及び乙に所属する者が保有する診療施設において動物救護活動を、丙は甲が設置した動物救護所、及び丙の所有する動物管理施設において動物救護活動を実施するものとする。

(協力業務)

第 7 条 甲が乙及び丙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

(1) 動物救護所の設置

(2) 動物救護所における被災動物の管理及び飼養

(3) 負傷動物の診療施設への搬送及び受入

(4) 負傷動物の診療措置

(5) 被災動物に関する情報の収集及び提供

(6) 動物救護活動を行うボランティアに対する調整、助言等

(7) その他必要な業務

(備蓄)

第 8 条 甲、乙及び丙は、動物救護活動で使用する備品、飼料、動物用医薬品、その他必要な物品等を備蓄することに努めるものとする。

(経費の負担)

第 9 条 本協定に基づき乙及び丙が実施した動物救護活動において、必要とする医薬品、機材、飼料、その他の物品等の費用は、動物救護活動終了後、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

ただし、動物救護活動後、当該動物の所有者又は占有者が判明した場合は、原則、その者に負担を求めるものとする。

2 乙及び丙は、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄附物品等を用いる等の方法で、経費の負担を最小限にするよう努めるものとする。

(損害の措置)

第 10 条 動物救護活動の実施に伴い、甲、乙及び丙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は備品等に損害が生じた場合には、乙及び丙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(動物の災害対策の啓発等)

第11条 甲、乙及び丙は、平常時から動物の災害対策について、啓発等に努めるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙及び丙は、動物の救護活動において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めることができる。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して決定する。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月12日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津市丸之内24番16号 タカノビル4階
公益社団法人三重県獣医師会
会長 三野 營治郎

丙 三重県津市森町2438番地2
財団法人三重県小動物施設管理公社
理事長 北岡 寛之

様式第1号

年 月 日

災害時における動物救護活動の協力要請書

様

三重県知事
(三重県災害対策本部長)

災害時における動物救護活動に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 理 由	
要 請 内 容	動物救護所の設置 動物救護所における被災動物の管理及び飼養 負傷動物の診療施設への搬送及び受入 負傷動物の診療措置 被災動物に関する情報の収集及び提供 動物救護活動を行うボランティアに対する調整、助言等 その他必要な業務 (内容：)
履 行 場 所	
履 行 期 日・期 間	期 日：平成 年 月 日 期 間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
備 考	

様式第2号

年 月 日

動物救護活動状況報告書

(あて先)

三重県知事

(三重県災害対策本部長)

住 所

名称及び代表者名

印

災害時における動物救護活動に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

活動年月日	活動場所	活動内容	備考

添付書類：活動内容が分かる資料があれば、添付してください。